

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 燃料小売業物質別集計表)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	498	5	14,550,420	5	1,000	0.0	14,549,420
1	58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1	9	3,600	9	3,600	0.0	0
1	80	キシレン	578	1	65,735,280	2	212,700	0.0	65,522,580
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	578	1	44,049,650	4	151,900	0.0	43,897,750
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	483	7	5,826,000	7	0.0	0.0	5,826,000
1	300	トルエン	504	3	146,618,900	1	98,300	0.0	146,520,600
1	392	ノルマル-ヘキサン	503	4	44,351,590	3	181,850	0.0	44,169,740
1	400	ベンゼン	498	5	8,481,320	6	26,000	0.0	8,455,320
1	438	メチルナフタレン	18	8	207,980	8	20,000	0.0	187,980
		合計	—	—	329,824,740	—	695,350	0.0	329,129,390

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。